

第115回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

【事業報告】

会社の体制および方針

- (1) 業務の適正を確保するための体制および運用状況
- (2) 会社の支配に関する基本方針

【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

【計算書類】

株主資本等変動計算書

個別注記表

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

上記の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.showa-sangyo.co.jp>) に掲載することにより株主各位に提供しております。

昭和産業株式会社

会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制および運用状況

当社の内部統制システムについては、以下のとおり「内部統制システム構築に関する基本方針」を定め、課題を抽出し、改善を行っております。

I. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるため、かつ、財務報告の信頼性を確保するために、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの整備・運用と会社による全体としてのコンプライアンスの体制の確立に努めるとともに、その内容を定期的に見直す。

また、監査役会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努める。

II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、決裁後の稟議書等の重要な意思決定の記録については、「文書管理規程」および「稟議規程」等の社内規程に基づき、作成、保存および管理する。各取締役および各監査役の要求があるときは、これを閲覧に供する。

III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業経営に対する重大なリスクに適切かつ迅速に対応する組織を編成し、リスク情報の収集と分析を行う。あわせて、その予防と緊急時の対応策を整備し、昭和産業グループ全体のリスクを統括的に管理する。また、緊急事態が発生した際には、「危機管理規程」等に基づき対応する。

また、反社会的勢力に対しては、その要求には絶対応じないこと、その活動・運営を助長する取引をしないことを基本方針として、組織全体として対応する。

IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」等に基づく職務権限・意思決定のルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

また、経営に重要な影響を及ぼす事項については、効率的な経営判断が行えるように、以下のとおり手順を定めて実施する。

- ① 経営会議を定期的に開催し、重要な事項の実施につき協議する。
- ② 投資検討委員会により、多額の投資を伴う案件について、経営会議の事前審査を実施する。

V. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「昭和産業グループ CSR行動規範」を定め、その周知徹底を図ることにより、コンプライアンス、企業倫理の徹底、品質の向上等に努める。さらに、内部統制システムが全社員に徹底されるよう、専任組織により、コンプライアンス、経営方針等に関する教育を行う。

「昭和産業グループ 内部通報規程」により、コンプライアンス違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見、是正および通報者の保護を図る。

重大なコンプライアンス違反、社内規程違反または社会通念に反する行為等があった際は、遅滞なく取締役会および監査役会に報告する。

VI. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、適正かつ効率的な業務の執行を確保するため、社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任を明確化する。また、適切な人材を確保・活用すること、および適切な情報システムを整備することで、業務の適正を確保する。

子会社の経営、投資、資金調達、コンプライアンス、組織、重大なリスクに関する事項等、子会社の取締役等が当社に報告すべき事項を定め、職務執行の効率的な実施、および業務の適正を確保する。また、グループ経営戦略の企画立案等を行う専任部署を設け、子会社の業務支援等を行う。

業務監査部は、昭和産業グループの企業活動が、経営目標達成のために、適法適正かつ効率的に行われるよう、業務の遂行状況、および内部統制の整備・運用の状況について監査し、改善の勧告、改善案の提示、改善状況の確認を行い、その状況は、取締役会、監査役会に適宜報告する。取締役会は、その報告を受けて適切に対処する。

VII. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、当該使用者の取締役からの独立性に関する事項、当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役付を配置する。

業務監査部に所属する使用者は、監査役が求めたときは、その指揮命令のもとに監査役の職務の補助を行う。また、「分課分掌」に、監査役の補助業務を遂行中の業務監査部員は取締役の指揮命令を受けず、かつ当該業務監査部員の異動に際しては監査役の同意を得ることを定め、その指示の実効性を確保する。

VIII. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役および使用人等は、職務執行に関して重大なコンプライアンス違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告する。取締役および使用人等は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく監査役会に報告する。

また、「昭和産業グループ 内部通報規程」により、経営に重大な影響を及ぼす可能性があると判断される案件については速やかに監査役に報告する体制、および通報者が通報をしたことを理由として解雇その他のいかなる不利な取扱いも受けないこと等を確保する体制を整備する。

IX. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、会社運営に関する意見交換および意思の疎通を図る。経営会議等、業務の適正を確保するうえで重要な会議への監査役の出席を確保する。

監査役会は、会計監査人、業務監査部との綿密な情報交換および連携を図ることで、監査の実効性を確保する。

また、監査役に適用される役員規程類に、監査役の職務の執行について生ずる費用等に関する事項を定め、その費用等は会社が負担する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社では、社長直属の組織で、業務執行ラインから独立した業務監査部が、年間の監査計画に基づいて、当社およびグループ会社の業務監査、内部統制システムの整備・運用状況の監査を行い、内部統制システム全般の評価および改善を実施しております。

また、財務報告に係る内部統制については、業務監査部と内部統制委員会が連携して整備・運用状況の確認を行い、内部統制の有効性を評価・検証しております。

② コンプライアンス体制

当社では、コンプライアンス基本方針を含む「昭和産業グループ CSR行動規範」を記載したCSRカードを

当社およびグループ会社の社員に配布するとともに、各種マニュアルの作成、研修会の実施等、当社グループ全体への啓蒙活動を実施することで、法令違反の未然防止に努めております。

また、当社では、「昭和産業グループ 内部通報規程」を制定し、通報者の保護や通報処理体制を定めるとともに、組織的または個人的な法令違反行為などに関する社員などからの相談・通報窓口（ホットライン）を設置することで、当社グループ全体における不正行為などの早期発見と是正に努めております。

③ リスク管理体制

当社では、企業経営に対する重大なリスクに適切かつ迅速に対応するために、リスクマネジメント委員会を設置し、リスク情報の収集と分析を行うとともに、その予防と緊急時の対応策を整備し、当社グループ全体のリスクを包括的に管理しております。

また、当社では、緊急事態が発生した際の対応を明確にするために、危機管理規程、BCP（事業継続計画）マニュアルおよび海外危機管理マニュアル等を整備し、運用を図っております。

④ 子会社管理体制

当社では、子会社権限規程において、重要性に応じて各子会社から当社への事前の承認および報告事項の基準を定め、子会社の業務執行を効率的に管理する体制を整備しております。

なお、子会社における重要性の高い投資案件につきましては、当社の検討委員会にて事前審査を行い、投資の妥当性を判断しております。

⑤ 取締役の職務執行

当社では、取締役会を原則として月1回開催し、業務執行における重要な意思決定および取締役の職務執行の監督を行っております。

また、当社では、執行役員制度を導入し、経営機能と業務執行機能を分離することで、意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図っております。

⑥ 監査役の職務執行

監査役は、監査役全員による取締役会への出席、当社および当社グループの取締役や使用人からのヒアリング、常勤監査役による経営会議等の重要な会議への出席および重要な決裁書類等の閲覧を通じて、取締役の職務執行の監査を行うとともに、業務監査部や会計監査人と綿密な情報交換および連携を図ることで、適正な監査の実効性を確保することに努めています。

また、当社では、監査役の職務を補助する使用人として監査役付を2名配置しております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社は株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社は、穀物を原料とする食品素材を軸にした総合食品メーカーとして、これまで培ってきた小麦粉、植物油、糖化製品、パスタ、配合飼料などの各事業における技術やノウハウを最大限発揮していくことにより、「市場に価値を認められる、安全で安心できる食品を安定的に供給する」という社会的使命を果たしてまいります。

当社グループは平成24年4月からの「中期経営計画12-16」を策定しております。経営方針に「誠実な行動」「力の結集」「明日への挑戦」を掲げ、6つの基本戦略「(1) 基盤事業の持続的成長」「(2) 新たな分野への挑戦」「(3) 海外事業の強化」「(4) 効率化の推進」「(5) グループ連携の強化」「(6) CSR経営の推進」の下、当社グループのさらなる発展に向けた施策を推進することで、常に市場を重視し、『穀物ソリューション・カンパニー』として、これらの経営方針および基本戦略で掲げる課題の達成に取り組んでまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、平成26年6月27日開催の第113回定時株主総会のご承認に基づき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を一部変更の上で継続導入しております（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、以下の通り、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、一定の場合に、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択し実施するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

なお、当社は、現時点において当社株券等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

本プランの有効期間は、平成26年6月27日開催の第113回定時株主総会において承認が得られたため、平成29年6月開催予定の定時株主総会終結のときまでとなります。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものといたします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により形式的な変更が必要と判断した場合には、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

④ 上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記②の取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針に沿うものであります。

また、上記③の取組みは、以下の合理性を考慮して設計されているため、基本方針に沿うものであります。当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(i) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足し、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

(ii) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株券等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

(iii) 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付等がなされた場合を除き、買付者等による大規模買付等に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

また、本プランは、第113回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得たうえで継続したものであり、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。従いまして、本プランの継続導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(iv) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(v) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注) 本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト

(http://www.showa-sangyo.co.jp/upimage/news/pdf/20140513_tousyakabukenntoubaisyuuboueisaku.pdf)
をご覧ください。

連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円 単位未満切捨)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	12,778	4,710	45,017	△ 1,527	60,978
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 1,438		△ 1,438
親会社株主に帰属する当期純利益			5,941		5,941
自己株式の取得				△ 9	△ 9
連結子会社株式の取得による持分の増減		146			146
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	—				—
当連結会計年度中の変動額合計	—	146	4,503	△ 9	4,639
平成28年3月31日残高	12,778	4,856	49,520	△ 1,537	65,618

(単位：百万円 単位未満切捨)

項目	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成27年4月1日残高	6,217	127	△ 935	5,408	2,792	69,180
当連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				—		△ 1,438
親会社株主に帰属する当期純利益				—		5,941
自己株式の取得				—		△ 9
連結子会社株式の取得による持分の増減				—		146
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	△ 1,194	△ 212	△ 785	△ 2,191	△ 27	△ 2,218
当連結会計年度中の変動額合計	△ 1,194	△ 212	△ 785	△ 2,191	△ 27	2,420
平成28年3月31日残高	5,023	△ 85	△ 1,720	3,216	2,765	71,600

連 結 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 14社 昭産商事(株)、敷島スター(株)、九州昭和産業(株)、奥本製粉(株)、木田製粉(株)、(株)内外製粉、昭和冷凍食品(株)、昭産開発(株)、(株)ショウレイ、昭和鶏卵(株)、(株)昭産ビジネスサービス、(株)スティングベーカリー、(株)オーバン、昭産運輸(株)

- (2) 主要な非連結子会社の名称 (株) ファミリーフーズ

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数 4社
主要な会社の名称 鹿島サイロ(株)

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社の数 5社
主要な非連結子会社の名称 (株) ファミリーフーズ
持分法を適用しない関連会社の数 10社
主要な関連会社の名称 鹿島飼料(株)
(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社については親会社株主に帰属する当期純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

- (3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、奥本製粉(株)、木田製粉(株)、(株)内外製粉、昭和冷凍食品(株)、昭和鶏卵(株)、昭産運輸(株)、(株)オーバンの決算日は12月31日、昭産開発(株)、(株)スティングベーカリーの決算日は2月29日であります。

連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法)

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

(ロ) デリバティブ取引…………… 時価法

(ハ) たな卸資産

- 製品・商品・仕掛品……… 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
原料・貯蔵品……… 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く）

- 建物（除く建物附属設備）、賃貸用リース資産及び貸与資産の一部
…………… 定額法
その他の有形固定資産……… 定率法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 8～50年
機械装置及び運搬具 5～12年

無形固定資産（リース資産を除く）

- ソフトウェア…………… 利用可能期間（5年）に基づく定額法
その他の無形固定資産……… 定額法

リース資産

- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
…………… リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金…………… 売掛金、貸付金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…………… 従業員の賞与支給に備えるため、その支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金…………… 当社は、役員及び執行役員の退職慰労金制度を平成17年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止し、これまでの在任期間に応じた退職慰労金を計上しております。当該引当金残高は、各役員及び執行役員の退職時に支給し、取崩すこととしております。

なお、連結子会社についても、役員及び執行役員の役員退職慰労金制度を廃止しており、廃止までの在任期間に応する引当金残高は、各役員及び執行役員の退職時に支給し、取崩すこととしております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

..... 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法について、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

..... 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③小規模企業等における簡便法の採用

..... 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の処理方法

①ヘッジ会計の処理方法..... 外貨建予定取引に係る為替予約、通貨オプション及び金利スワップは繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップのうち特例処理の要件を満たす取引については特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段..... 為替予約、通貨オプション、金利スワップ

ヘッジ対象..... 外貨建予定取引、借入金、債券

③ヘッジ方針..... 当社及び連結子会社は、各々の内部規程に基づき、原料輸入に係る為替変動リスク並びに借入金・債券に係るキャッシュ・フロー変動リスク、借入金に係る金利変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジの有効性評価の方法

..... 主としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係が認められるかにより有効性を評価しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理..... 税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は146百万円減少しております。また、当連結会計年度末の資本剰余金が146百万円増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

(1) 工場財団抵当に供している資産

建物及び構築物	223百万円
機械装置及び運搬具	80百万円
土地	472百万円
計	776百万円
上記に対応する債務	
短期借入金	450百万円
計	450百万円

(2) 担保に供している資産

建物及び構築物	1,870百万円
投資その他の資産「その他」	10百万円
計	1,880百万円
上記に対応する債務	
預り敷金返還債務	240百万円
買掛債務	87百万円
計	327百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 198,603百万円

3. 偶発債務

保証債務

(単位：百万円)

被保証者	金額	内容
大成良友食品(上海)有限公司他6件	171	取引先の銀行等借入に対する保証
計	171	

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式(株)	164,849,898	—	—	164,849,898

注. 発行済株式総数に変動はありません。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式(株)	5,055,176	20,406	—	5,075,582

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 20,406株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,438百万円	9.00円	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,597百万円	10.00円	平成28年3月31日	平成28年6月30日

注. 1株当たり配当額10.00円には記念配当1.00円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金調達は主に銀行借入によっており、一時的に余資が発生した場合は安全性の高い金融資産で運用しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引相手ごとに債権限度額を設定して期日及び残高を管理し、リスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については毎月時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金の一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに対して為替予約取引及び通貨オプション取引を実施しております。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。なお、デリバティブは取引導入時、目的・内容・取引相手・保有リスク等について、代表取締役の決裁を受けており、取引内容及び評価損益については随時、代表取締役・担当役員・担当部長に報告されております。また、市場の急変等により不測の事態が発生した場合には担当部長が直ちに担当役員に状況を報告し、判断を仰ぐ体制になっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,767	1,767	—
(2) 受取手形及び売掛金	37,690	37,690	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	12,742	12,742	—
資産計	52,200	52,200	—
(1) 支払手形及び買掛金 (*1)	23,259	23,259	—
(2) 短期借入金	15,690	15,690	—
(3) 1年内返済予定長期借入金 (*2)	3,840	3,867	27
(4) 長期借入金	7,135	7,242	106
負債計	49,925	50,059	134
デリバティブ取引 (*3)	△224	△224	—

(*1) 支払手形及び買掛金については、設備関係支払手形を含めて表示しております。

(*2) 1年内返済予定長期借入金については、連結貸借対照表上、短期借入金に含めて表示しております。

(*3) デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、当連結会計年度において、その他有価証券の株式について0百万円の減損処理を行っております。

負債

(1)支払手形及び買掛金、並びに(2)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)1年内返済予定長期借入金、並びに(4)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

為替予約取引、通貨オプション取引の時価は取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額6,288百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができます、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

なお、当連結会計年度において、非上場株式について0百万円の減損処理を行っております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社は、埼玉県その他の地域において、賃貸用の商業施設・オフィスビル・倉庫等（土地を含む）を有している他、茨城県その他の地域において遊休の土地等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
7,071	19,492

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）、その他については路線価等の市場価格を反映していると考えられる指標に基づき算定した価額を時価とみなしております。

(1)株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 430円83銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 37円18銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

流動の部

繰延税金資産

賞与引当金	358百万円
未払事業税	109百万円
たな卸資産評価損	66百万円
そ の 他	565百万円
繰延税金資産 小計	1,099百万円
評価性引当額	△27百万円
繰延税金資産 合計	1,072百万円

繰延税金負債

為替予約時価評価	3百万円
そ の 他	0百万円
繰延税金負債 合計	4百万円
繰延税金資産の純額	1,067百万円

流動の部

繰延税金負債

そ の 他	0百万円
繰延税金負債 合計	0百万円
繰延税金負債の純額	0百万円

固定の部

繰延税金資産

退職給付に係る負債	365百万円
貸倒引当金	40百万円
役員退職慰労引当金	12百万円
繰越欠損金	489百万円
減損損失	69百万円
そ の 他	119百万円
繰延税金資産 小計	1,096百万円
評価性引当額	△755百万円
繰延税金資産 合計	341百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	105百万円
そ の 他	103百万円
繰延税金負債 合計	209百万円
繰延税金資産の純額	131百万円

固定の部	
繰延税金資産	
貸倒引当金	22百万円
退職給付に係る負債	1,993百万円
役員退職慰労引当金	13百万円
繰越欠損金	151百万円
減損損失	549百万円
投資有価証券	475百万円
そ の 他	445百万円
繰延税金資産 小計	3,651百万円
評価性引当額	△1,413百万円
繰延税金資産 合計	2,237百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	2,104百万円
投資有価証券	1,855百万円
そ の 他	599百万円
繰延税金負債 合計	4,559百万円
繰延税金負債の純額	2,322百万円

2. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付型の制度として、企業年金基金制度、中小企業退職金共済制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

なお、連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

また、一部の連結子会社は、複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

(2) 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く。）

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	11,969百万円
勤務費用	555百万円
利息費用	63百万円
数理計算上の差異の発生額	1,014百万円
退職給付の支払額	△716百万円
退職給付債務の期末残高	12,887百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	7,467百万円
期待運用収益	224百万円
数理計算上の差異の発生額	△330百万円
事業主からの拠出額	279百万円
退職給付の支払額	△ 440百万円
年金資産の期末残高	7,198百万円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	7,910百万円
年金資産	△7,198百万円
	711百万円
非積立型制度の退職給付債務	4,976百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,688百万円
退職給付に係る負債	5,688百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,688百万円

④退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	555百万円
利息費用	63百万円
期待運用収益	△224百万円
数理計算上の差異の費用処理額	249百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	644百万円

⑤退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	△1,096百万円
合 計	△1,096百万円

⑥退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	2,475百万円
合 計	2,475百万円

⑦年金資産に関する事項

・年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。	
株式	23.0%
債券	20.1%
一般勘定	37.1%
その他	19.8%
合 計	100.0%

・長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.06%
長期期待運用収益率	3.00%
予想昇給率	6.53%

(3) 簡便法を適用した確定給付制度

①簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	2,014百万円
退職給付費用	198百万円
退職給付の支払額	△152百万円
制度への拠出額	△59百万円
退職給付に係る負債の期末残高	2,001百万円

②退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,427百万円
年金資産	△765百万円
	662百万円
非積立型制度の退職給付債務	1,338百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,001百万円

退職給付に係る負債	2,001百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,001百万円

③退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	198百万円
----------------	--------

(4) 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度（確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度を含む。）への要拠出額は、158百万円であります。

要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は以下のとおりであります。

① 複数事業主制度の直近の積立状況（平成27年3月31日現在）

年金資産の額	20,210百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	20,271百万円
差引額	△60百万円

② 制度全体に占める当社グループの加入人員割合（平成27年3月31日現在）

3.2%

③ 補足説明

上記①の差引額の要因は、繰越不足金△60百万円であります。

なお、上記②の割合は、当社グループの実際の負担割合とは一致しておりません。

また、連結子会社が加入している全国パン厚生年金基金は、平成27年3月3日開催の代議員会において解散方針を決議しております。当該解散が、翌期以降の連結財務諸表に与える影響につきましては、現時点では未定であります。

3. 減損損失に関する注記

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

イ. 事業用資産

① 事業用地

場所	新潟県新潟市
用途	事業用地
種類	土地
金額	土地 411百万円
	合計 411百万円

② 倉庫

場所	大阪府貝塚市
用途	製品倉庫
種類	建物
金額	建物 30百万円
	合計 30百万円

ロ. 遊休資産

場所	茨城県潮来市
用途	遊休資産
種類	土地
金額	土地 23百万円
	合計 23百万円

(2) 資産のグルーピングの方法

事業用資産については管理会計上の事業を基本とし、遊休資産・厚生施設については、当該資産単独で資産のグルーピングを行っております。

(3) 減損損失の認識に至った経緯

事業用地については収益性の低下及び市場価額の著しい下落により投資に見合う回収が不可能と判断されたためであります。

倉庫については事業計画の見直しに伴い、投資に見合う回収が不可能と判断されたためであります。

遊休資産については正味売却価額が帳簿価額を下回ったためであります。

(4) 回収可能価額の算出方法

事業用地の回収可能価額については使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを1.76%で割り引いて算出しております。

倉庫の回収可能価額については使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから備忘価額により評価しております。

遊休資産の回収可能価額については正味売却価額により測定しており、実際の売却価額に基づき評価しております。

4. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事業用資産の一部に関する、PCB特別措置法、石綿障害予防規則、フロン回収・破壊法が規定する資産除去時の有害物質除去義務、並びに不動産賃借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該資産取得からの使用見込期間を3年から50年と見積り、割引率は0.099%から2.304%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	612百万円
有形固定資産取得に伴う増加額	5百万円
時の経過による増加額	2百万円
資産除去債務の履行による減少額	△208百万円
期末残高	412百万円

5. その他

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円 単位未満切捨)

項目	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	別途積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金
平成27年4月1日残高	12,778	3,270	1,439	12,110	4,778	18,090
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 1,438
当期純利益						4,721
自己株式の取得						
法定実効税率の変更に伴う 積立金の増加					105	△ 105
その他利益剰余金の処分					△ 235	235
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)						
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△ 130	3,413
平成28年3月31日残高	12,778	3,270	1,439	12,110	4,647	21,504

(単位：百万円 単位未満切捨)

項目	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成27年4月1日残高	△ 1,526	50,940	5,594	11	5,605	56,546
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△ 1,438			—	△ 1,438
当期純利益		4,721			—	4,721
自己株式の取得	△ 9	△ 9			—	△ 9
法定実効税率の変更に伴う 積立金の増加		—			—	—
その他利益剰余金の処分		—			—	—
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)		—	△ 1,240	△ 37	△ 1,277	△ 1,277
当事業年度中の変動額合計	△ 9	3,273	△ 1,240	△ 37	△ 1,277	1,995
平成28年3月31日残高	△ 1,535	54,214	4,353	△ 25	4,328	58,542

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. デリバティブ取引の評価基準……時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・商品・仕掛品……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原料・貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

4. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物（除く建物附属設備）及び貸与資産の一部

……………定額法

その他の有形固定資産……定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

機械装置及び運搬具 5～12年

無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア……………利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産……定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法

なお、リース契約日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

5. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………売掛金、貸付金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、その支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

- 役員退職慰労引当金…………… 役員及び執行役員の退職慰労金制度を平成17年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止し、これまでの在任期間に応じた退職慰労金を計上しております。当該引当金残高は、各役員及び執行役員の退職時に支給し、取崩すこととしております。
- 債務保証損失引当金…………… 債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。
6. ヘッジ会計の処理方法…………… 外貨建予定取引に係る為替予約、通貨オプション及び金利スワップは繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップのうち特例処理の要件を満たす取引については特例処理を採用しております。
7. 消費税等の会計処理…………… 税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 154,743百万円

2. 偶発債務

保証債務

(単位：百万円)

被保証者	金額	内 容
㈱昭産ビジネスサービス	5,490	関係会社の銀行等借入に対する保証
昭産商事㈱他3件	1,890	関係会社の銀行借入等に対する保証
大成良友食品(上海)有限公司 他6件	171	取引先の銀行等借入に対する保証
計	7,551	

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

- | | |
|----------------|----------|
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 6,109百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 27百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 3,690百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債務 | 171百万円 |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

- | | |
|-----------|-----------|
| 売 上 高 | 28,643百万円 |
| 仕 入 高 | 16,491百万円 |
| 営業取引以外の取引 | 2,882百万円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式(株)	5,031,155	20,406	—	5,051,561

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 20,406株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

流動の部

繰延税金資産

賞与引当金	275百万円
未払事業税	84百万円
たな卸資産評価損	30百万円
そ の 他	400百万円
繰延税金資産 小計	791百万円
評価性引当額	△10百万円
繰延税金資産 合計	781百万円
繰延税金負債	
為替予約時価評価	1百万円
繰延税金負債 合計	1百万円
繰延税金資産の純額	779百万円

固定の部

繰延税金資産

貸倒引当金	6百万円
債務保証損失引当金	214百万円
退職給付引当金	1,319百万円
役員退職慰労引当金	1百万円
投資有価証券	1,549百万円
減損損失	546百万円
そ の 他	142百万円
繰延税金資産 小計	3,779百万円
評価性引当額	△2,400百万円
繰延税金資産 合計	1,379百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	2,031百万円
投資有価証券	1,643百万円
そ の 他	347百万円
繰延税金負債 合計	4,022百万円
繰延税金負債の純額	2,643百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	勘定科目	期末残高(百万円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	昭産商事(株)	(所有) 直接93.7	兼任 5名	当社製品の販売	小麦粉、油脂、油粕、食品、配合飼料の販売 注1.	25,598	売掛金	4,761
子会社	敷島スター(株)	(所有) 直接 100.0	兼任 4名	同社製品の購入	コーンスター、糖化製品等の購入 注2.	11,251	買掛金	2,058
子会社	(株)昭産ビジネスサービス	(所有) 直接 100.0	兼任 4名	関係会社への経営コンサルタント並びに融資及び投資業の委託	債務保証 注3.	5,490	債務保証	5,490
					資金の預入(純額) 注4.	△2,400	関係会社預け金	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- 注1. 製品の販売については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
- 注2. 製品の購入については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
- 注3. 金融機関借入につき、債務保証を行ったものであります。
上記の取引については、共同事業に伴う債務保証のため、保証料を受け取っておりません。
- 注4. 関係会社預け金は、当社グループの資金を一元化して効率活用することを目的とする「キャッシュ・マネジメントシステム」により、同社へ寄託した隨時引き出し可能な資金であります。なお、金利については、市場金利を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
- 注5. 上記取引のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 366円35銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 29円55銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 減損損失に関する注記

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

イ. 事業用資産

賃貸用資産

場所	新潟県新潟市
用途	賃貸用資産
種類	土地
金額	土地 469百万円
	合計 469百万円

口.遊休資産

場所	茨城県潮来市
用途	遊休資産
種類	土地
金額	土地 23百万円
	合計 23百万円

(2) 資産のグルーピングの方法

事業用資産については管理会計上の事業を基本とし、遊休資産・厚生施設については、当該資産単独で資産のグルーピングを行っております。

(3) 減損損失の認識に至った経緯

賃貸用資産については市場価額が著しく下落したことにより、投資に見合う回収が不可能と判断されたためであります。
遊休資産については正味売却価額が帳簿価額を下回ったためであります。

(4) 回収可能価額の算出方法

賃貸用資産の回収可能価額については使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを1.99%で割り引いて算出しております。

遊休資産の回収可能価額については正味売却価額により測定しており、実際の売却価額に基づき評価しております。

2. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事業用資産の一部に関する、PCB特別措置法、石綿障害予防規則、フロン回収・破壊法が規定する資産除去時の有害物質除去義務、並びに不動産賃借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該資産取得からの使用見込期間を3年から50年と見積り、割引率は0.258%から2.304%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	182百万円
時の経過による増加額	1百万円
資産除去債務の履行による減少額	△1百万円
期末残高	181百万円

3. その他

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。